平成25年4月1日 規程第35号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則(平成25年公立大学法人秋田 公立美術大学規程第1号。以下「学則」という。)第7条第2項に規定 する秋田公立美術大学の副学長の任命および任期に関し必要な事項を定 めるものとする。

(職務)

- 第2条 副学長は、学長を助け、命を受けて次の各号に掲げる校務をつか さどる。ただし、副学長を複数名置くときは、それぞれ学長が指示した 校務を分担する。
 - (1) 学務 入学試験、学生生活、進路・就職等
 - (2) 教育 学部教育、図書館等
 - (3) 研究 学術研究、学術情報等
 - (4) 大学院 大学院教育、大学院研究等
 - (5) 地域連携 社会貢献、国際交流等

(任命)

- 第3条 副学長は、学内外を問わず、人格が高潔で学識に優れ、かつ、教育研究に関し識見を有する者のうちから、理事長が候補者を選考し、理事会の議決を経て、理事長が任命する。
- 2 理事会は、前項の議決をしようとするときは、必要に応じ、公立大学 法人秋田公立美術大学定款第19条第1項に規定する教育研究審議会の意 見を聴くことができる。

(任期)

第4条 副学長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副学長の任期の末日は、当該副学長を任命する理事長の任期の末日を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、次条第2号又は第3号の事由により任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考の時期)

- 第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合に副学長候補者の 選考を行う。
 - (1) 副学長の任期が満了するとき。
 - (2) 副学長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 副学長が欠員となったとき。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、副学長の任命および任期に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 (平成27年3月31日規程第4号)
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。附 則 (平成29年4月1日規程第10号)
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。